

白鷹町地域福祉計画（案）のパブリックコメントを募集します。

【募集期間】 1月15日（金）～2月1日（月）

【問い合わせ】 健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111

●計画の位置づけ

社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、当町における地域福祉を推進するための基本となるものです。

●計画策定の趣旨

多様化・複雑化していく福祉課題に対し適切に対応するとともに、当町の地域福祉に関する取り組みの方向性を示す総合的な計画として策定するものです。

●基本理念

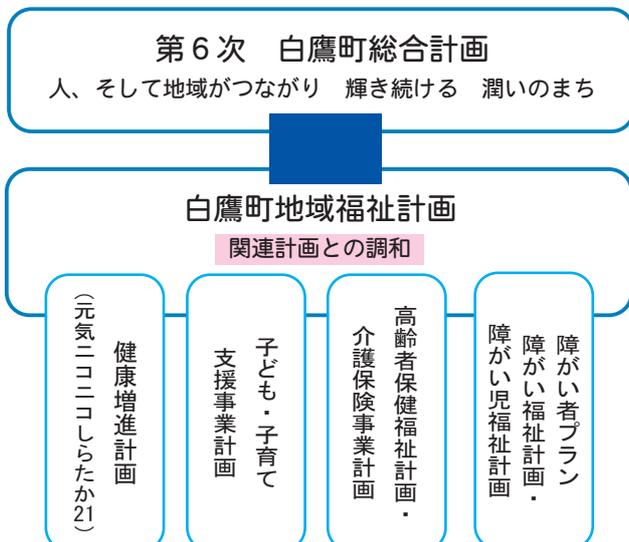
支え合い 思いやり
安心して暮らせるまちづくり

本町に暮らす誰もが思いやりの気持ちを持って、支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すものです。

●関連計画との関係

第6次白鷹町総合計画を上位計画とし、当町の将来像「人、そして地域がつながり 輝き続ける 潤いのまち」の実現に資する福祉施策の基本となるものです。

また、当計画は福祉分野における総合計画と位置づけし、地域福祉の推進に資する要素を含ませ、福祉に関する各個別計画と調和のとれた内容とします。



●計画期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

●計画の基本目標

基本目標 1

誰もが安心できる暮らしを支える体制づくり

基本目標 2

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

基本目標 3

誰もが福祉活動に参加できる地域づくり

基本目標 4

包括的な支援を実現する体制づくり

基本目標 5

権利を守り生活を支援する体制づくり

●計画の推進体制

地域の多様な課題に対応するためには、地域住民をはじめ地域を構成するさまざまな主体と行政が連携して、対応していく必要があります。

住み慣れた地域で、支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、行政等がともに連携しながら、計画を推進していきます。

【意見の提出方法】

【Eメール】 kenfuku2@so.town.shirataka.yamagata.jp

【FAX】 86-0115

【郵送】 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲488番地

白鷹町役場健康福祉課

※詳細については、健康福祉課、役場本庁舎、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町のホームページで公開しています。

長井税務署から確定申告についてのお知らせ

【問い合わせ】長井税務署 ☎ 0238-84-1810（自動音声で案内します）

長井税務署では、2月から申告書作成会場を開設します。

本年は、申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。「**入場整理券**」は**会場での当日配付**と**LINEによる事前発行**があります。配付方法の詳細は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



◀国税庁LINEアカウント登録はコチラから

※LINEによる事前発行の申込みは、「国税庁LINE公式アカウント」を友だち追加して、「トーク」画面にある「相談を申し込む」ボタンから手続きしてください。

【開設期間】

令和3年2月1日（月）～3月15日（月）

（土・日・祝日を除く）

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給されている方を主な対象として、**2月16日（火）よりも前から**申告相談をお受けします。

※申告義務のない方が行う還付申告は5年間提出することができます（令和2年分の確定申告の場合は、令和7年12月31日まで）。年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方などが該当します。

【開設時間】 午前9時～午後5時

※入場整理券の配付状況に応じて、**後日の来場をお願いすることもあります**ので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※駐車場には限りがありますので、来署の際は、公共交通機関をご利用ください。



確定申告書の提出は、スマホ・パソコンから e-Tax で！

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に申告書を作成することができます。

さらに、「マイナンバーカード」または税務署から発行する「ID・パスワード」をお持ちの方は、「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書のデータをスマホやパソコンから e-Tax で送信すれば、税務署に行かずに申告できますので新型コロナウイルスの感染防止にもなります。

この機会に「マイナンバーカード」もしくは「ID・パスワード」を取得して、「確定申告書作成コーナー」から e-Tax で確定申告書を送信してみましょう。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



医療費控除は“医療費控除の明細書”の添付が必要です！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。**領収書では医療費控除が受けられません**のでご注意ください。

▼医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められた場合は、提示または提出しなければなりません。）

▼医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

■医療費控除の申告は確定申告書等作成コーナーで！
「医療費控除の明細書」も作成できます。

確定申告

検索

（<https://www.keisan.nta.go.jp>）

